

令和7年度 活動計算書案
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益の部			
1. 会費収入			
個人正会員会費収入	150,000		
団体正会員会費収入	160,000		
個人賛助会員会費収入	180,000		
団体賛助会員会費収入	350,000	840,000	
2. 事業収入			
情報提供事業	560,000		
子育てしやすい環境づくり事業	880,000		
当事者支援事業	220,000		
広報基盤整備事業	10,000		
こどもセンター等受託事業	63,390,103		
ファミリーサポートセンター受託事業	8,938,416	73,998,519	
3. 寄附金等収入			
寄附金収入	750,000		
補助金収入	1,000,000	1,750,000	
4. その他収入			
受取利息	0		
雑収入	0	0	
経常収益計			76,588,519
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	55,300,000		
法定福利費	4,200,000		
福利厚生費	1,220,000		
人件費計	60,720,000		
(2)その他経費			
諸謝金	1,000,000		
会議費	200,000		
印刷製本費	800,000		
旅費交通費	550,000		
通信費	700,000		
消耗品費	1,500,000		
租税公課	0		
賃借料	0		
雑費	1,150,000		
その他経費計	5,900,000		
事業費計		66,620,000	

(単位：円)

科目	金額		
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	1,500,000		
法定福利費	460,000		
福利厚生費	140,000		
人件費計	2,100,000		
(2)その他経費			
会議費	21,000		
印刷製本費	20,000		
旅費交通費	20,000		
通信費	500,000		
備品消耗品費	100,000		
保険料	210,000		
諸会費	40,000		
水道光熱費	20,000		
賃借料	600,000		
新聞図書費	30,000		
租税公課	6,000,000		
交際費	110,000		
修繕費	0		
雑費	197,519		
その他経費計	7,868,519		
管理費計		9,968,519	
経常費用計			76,588,519

重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2024年12月8日に新潟県知事より認定特定非営利活動法人として認定を受けております。

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。